

# 平成28年九十九里町議会第2回臨時会会議録

## 目 次

○招集告示	1
第 1 号 (6月24日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第1号 変更契約の締結について	
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

平成28年第2回九十九里町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年6月17日

九十九里町長 大 矢 吉 明

- 1 期 日 平成28年6月24日
- 2 場 所 九十九里町議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 変更契約の締結について

平成28年九十九里町議会第2回臨時会会議録（第1号）

平成28年6月24日（金曜日）

平成28年第2回九十九里町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年6月24日（金）午後1時34分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 議案第1号 変更契約の締結について
- 

出席議員（15名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 高木輝一君  | 2番  | 鏈田貴俊君  |
| 3番  | 中村義則君  | 4番  | 古川徹君   |
| 5番  | 浅岡厚君   | 6番  | 荒木かすみ君 |
| 7番  | 内山菊敏君  | 8番  | 杉原正一君  |
| 9番  | 善塔道代君  | 10番 | 細田一男君  |
| 11番 | 佐久間一夫君 | 12番 | 谷川優子君  |
| 13番 | 高橋功君   | 15番 | 古川明君   |
| 16番 | 石橋和雄君  |     |        |

欠席議員（1名）

- 14番 鈴木征四郎君
- 

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長     | 大矢吉明君  | 副町長    | 佐々木悟君 |
| 総務課長   | 秋原充君   | 企画財政課長 | 木原正幸君 |
| 社会福祉課長 | 中川チエリ君 |        |       |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鷓澤勝典君 書記 古川恵美君

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午後 1時34分

- 議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回九十九里町議会臨時会を開会いたします。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（高橋 功君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（高橋 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1 番 高 木 輝 一 君

1 6 番 石 橋 和 雄 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

- 議 長（高橋 功君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議 長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

- 議 長（高橋 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会の議案として、町長より議案第1号の送付があり、これを受理いたしました。

本臨時会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。

また、町長より本臨時会の説明者として委任した旨通知のあった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、木原正幸君。社会福祉課長、

中川チェリ君であります。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 功君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 行政報告並びに議案説明についてただいまより行います。

平成28年第2回九十九里町議会臨時会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、議員の皆様方には、大変御多用中の中、急な招集で申しわけなく思っていたところ、多数御出席を賜り、本臨時会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、6月に入り、うっとうしい天気が続いておりますが、利根川水系上流の8つのダムは貯水量が過去最低となっており、関東地方では水不足に備え10%の取水制限が始まっております。本年は平年並みの梅雨明けと予想されており、これからの降水が待たれるところがあります。

また、7月1日からは海水浴場が開設となりますので、海水浴シーズンには好天に恵まれ、多くの来遊客にお越しいただけるようお願いしております。

それでは、6月議会定例会以降の主な事業を簡略に御報告いたします。

6月12日には、町消防ポンプ操法大会が開催され、消防団員の皆さんは、生業を持つ傍ら訓練を重ね、習得された操法技術を遺憾なく発揮されておりました。

議員の皆様方にも多数、御出席いただきありがとうございました。この場をおかりして深く御礼申し上げます。

6月19日には、片貝漁港第2泊地において、夏の行楽期を前に海難救助訓練が行われ、消防団や消防本部、銚子海上保安部及び水難救済会など10機関、約100人が参加されました。

けが人の救助や手当て、搬送など各機関が役割分担の確認を行い、より一層の協力体制の強化、充実を図りました。

それでは、本臨時会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 変更契約の締結についてでございますが、（仮称）とようみこども園増築工事に係る変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この議案につきましては、さきの第2回定例会に上程させていただいた後に、事業内容の見直しを行い、再度お諮りするものでございます。

町といたしましては、来年4月の開園に向け、適切に事業を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、上程の際は慎重に御審議をいただき、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第5 議案第1号 変更契約の締結について

○議長（高橋 功君） 日程第5、議案第1号 変更契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅岡厚君の退席を求めます。

（5番 浅岡 厚君 退席）

○議長（高橋 功君） 議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず、今回（仮称）とようみこども園、追加工事227万909円です。これについてまず、自分の考え方を申し上げます。これについては、私は一切認められないと考えております。

理由は、やはり設計監理、施工、そのミスと私は判断したためです。ですので、これは私としては一切認められないと。この追加工事については設計業者と建設業者、両者で話し合いをしていただいて、その解決が業者で話をさせていただいたほうが解決に結びつくのではないかと私は考えます。そのことについてまず1点目。5点ございますけれども、1点ずつ質問をさせていただきます。

2点目、（仮称）とようみこども園の前回上程がされましたけれども、6月10日の議会の

中で町長から発言がありましたけれども、1,600万円の圧縮を図ったと。それはその圧縮を図ったという段階がどこの段階でできたのか質問をさせていただきます。設計段階なのか、入札前の段階なのか、その後の工事契約なのか。その辺の要は、日程的な中でどういうふう  
に1,600万の圧縮が図れたのか説明を求めます。

3点目、今回は全員協議会において事前の説明がありましたけれども、前回は全くその説明もなく、ただ追加議案ということだけで議事に表示されていて、その内容が何が出るのか全くわからない、そういう状況でした。

いろいろな契約を見ると、やはり追加議案、議場において上程される場合には契約書の写しだけで本件の契約は2億4,100万。この契約にしても金額だけで前回の上程されたときも追加工事が230万ということだけ。これだけなんです。これで判断するというのは議員の立場として全く無理です。

工事の内訳書、それか積算価格、そういったものをきちっと算出する根拠を提示していただいて、そういう書類を当然私は必要だと考えます。

4点目、今回の件の追加工事、これ一般常識で考えた場合に、もし仮に自分の自宅を新築して追加でこれだけの金額が出ちゃったとした場合に、本当にこれだけで簡単に承諾ができるのかどうか、私は自分に振り返って疑問であります。ですから、この辺はやはり設計監理者が悪いのか、建設業者が悪いのか、町が悪いのか。どこに瑕疵、欠点があるのか明確にさせていただきたいと思っております。

それで、通常、鉄骨づくりでありますと、坪80万から90万、これが民間の建築標準価格です。それにも今回の場合には、もう100坪当たり149万7,000円ぐらいの額になっていると思います。161坪、これは前回のことですから、ちょっと余り細かくは触れませんが、簡単に161坪を坪100万として仮定した場合には1億6,100万です。2億4,100万ですから、8,000万の差が出てくるわけです。その8,000万というのは、私は利益とみなすしかないんじゃないかなと思います。

これは過去の問題ですから、一応回答いただければありがたいですけれども。

5点目、とようみこども園の子育て支援センター、これが面積が57.02㎡あるんです。交付金が上限で672万。通常、この交付金というのは半分出るんです。50%ですね。その算出根拠というのは、国の定める基準額があるかと思うんです。基準額からいけば1,344万なんです。先ほど申し上げましたけれども、坪149万7,000円で計算すると2,500万になるわけです。ですから、1,200万の差があるわけです。だからこういう内容ですので、この中に包

含をしていただきたいということで質問をさせていただきます。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） 高木議員の1点だけお答えさせていただきます。

どの時点で設計を圧縮させたのかとか、1,600万圧縮させたということですが、これはどの時点かということですが、これは設計設備、設計している段階でございます。私が町長に就任したときに初めて上がってきまして、そのときこれは値段をもうちょっと圧縮できないかと、かたかいこども園もあるし、ほかのデジタル化もあるので、何とかもう少し圧縮できないかということで、その時点で圧縮させていただきました。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） ただいまの質問のどの時点かというところですが、町長も申しましたとおり設計の段階でございます。こちらは設計業者から当初提示された設計書の内容を精査し、設計金額を抑制したものでございまして、1,600万の主な内訳といたしましては、工事残土の処分費、これを町有地に仮置きし、災害時の土のうなどに再利用するという方向にしまして220万減額しております。駐車場の門扉ということで、食品搬入場所の門扉を撤去するというところで搬入作業の効率化を図るところで、フェンス等は復旧しないというところがございますが、375万の減額をしているところです。

このように、いろいろなところの見直しをかけまして、合計で1,600万の圧縮を図ったというところがございます。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午後 1時55分）

---

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時57分）

---

○議 長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 御質問の責任の所在といいますか、どこにミスがあるかというところがございますが、今回のこの工事につきましては、当初の想定を超えるものであ

ったというところでの追加のものでございまして、どこにミスがというところではない状況であります。

今回は当初想定しておりました底盤幅50を大きく超える1 m 5あったというところで、新たに生じてしまったところというところがございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

前回の事前説明がなくというところのお話でございますけれども、これにつきましては、まことに申しわけなかったと思っております。追加議案ということではございますけれども、今後は議長ともよく調整を図って、どういう形で事前にお知らせをして本会議に臨むのがいいのかということで、今後改めてまいりたいと思えますので、ひとつ御了解いただきたいと思えます。

続きまして、先ほど鉄骨づくりであれば坪単価というようなことで、るる御説明ございました。これについては、町のほうは設計については業者のほうにお願いをして、単価につきましても、県のほうの積算の単価の基準に沿っての積算ということでございますので、やはりそちらのほうを採用させていただいて、事業のほうの展開を図っていたということでございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） まず、再質問させていただきます。

当初、想定外ということでこの追加工事あったわけですがけれども、要はボーリング調査しているわけです、地質。擁壁のところも何カ所かボーリングをすれば、ボーリングと言っても何十cm、1 mも掘り下げればこういったことは事前に見えていたんです。

ですから、私は設計監理、施工ミスということではないかと私は判断をしました。ですから、あくまでも全員協議会の中でも想定外ということは何回も聞きますけれども、自分のうちだったら本当に振り返って見たら、こんなこと許されるわけないんです。

ですから、絶対これはだめです。先ほど、積算単価を基準にはじくと、算出されるということなんですけれども、その積算単価というのは幾らなのか教えていただけますか。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） それでは、地質調査の件についてお答えさせていただきますと思えます。

地質調査につきましては、設計で求められる通常の範囲での実施でございます。今回の工事場所全域を掘削調査いたしますと、調査費用が膨れ上がってしまいますので、今回は実施しておりません。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 単価ということなんですけれども、個々個別の単価というのは、そのための書類といいますか、その中に工種であったり、それに使う部材であったりということで、単価が詳細に定められておりますので、申しわけないんですがここで一つ一つの単価をとというのは御容赦願いたいと思います。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

ボーリング、全域ということなんですけれども、全域する必要は全くないと思います。箇所箇所で、その土地の図、要は建築場所の何方かをちゃんとボーリング調査をすればわかることなんです。ですから、これは全域という言葉とか、想定外とかそういう言葉ではないんです。と思います。いかがですか。

○議長（高橋 功君） 高木議員に申し上げます。

もう3回来ていますので。

社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 地質調査につきましては、設計上必要と求められる部分、そのみ行っておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

今回の追加工事について、設計監理者が悪いのか、建設業者が悪いのか、行政が悪いのか、その辺は責任の所在はどうなんでしょうか。明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

設計に誤りがあった、大きな瑕疵があったということではありませんので、設計に責任があるということではないと思われまます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

責任の所在、明確にお答えいただけませんが、要は設計監理と建設業者の両者でよ

く話し合いをしていただいて、この追加工事の227万909円。これはない状態で工事を早急にお進めいただきたいんですけども、その件について再度質問いたして終了いたします。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チェリ君。

○社会福祉課長（中川チェリ君） 設計に誤りが認められない以上、今回お諮りをしましてお認めいただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

高木議員の質問に関係していると思いますけれども、先ほども控室でお聞きしましたけれども、この工事に関して設計監理業者と施工業者、あと現場の管理者それぞれが現場事務所に毎日いたのか、いなかったのか。工事に入る前に必ず打ち合わせ等を行っているのか、それを確認したいと思います。

それと、この土留め工事に入る前に十分なる打ち合わせがしてあれば、工事に入る直前でもL型擁壁、浅学ですけれども、構造物というのは1対1.5で大体寸法というのはつくられていると思います。目視でも十二分確認がとれる現場調査であったではなかろうかと思えます。先ほど以来出ていますけれども、地質調査とか地盤調査とかそういう段階じゃなく、最初からお聞きしているように目視でも十二分確認できた工事じゃなかったのかと、そのように思っていますけれども、その点はどうでしょう。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 管理業務につきまして、答弁させていただきます。

現場での管理業務につきましては、主任技術者との間では工事状況により必要な都度打ち合わせをすると、管理をします。それから建設、意匠の部分については週1回以上の定例打ち合わせ及び必要な都度。建築構造の部分では、工事状況により必要な都度。電気設備、隔週の定例会打ち合わせ及び必要な都度。機械設備、隔週の定例会打ち合わせ及び必要な都度ということで機会を定めてございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チェリ君。

○社会福祉課長（中川チェリ君） 目視でも確認できるのではないかとこのところですけども、目視で確認した結果、地上に出ている部分から想定するところでの擁壁の長さの推定を行ったところでございます。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

またスタートに戻るんですが、設計監理業務、その中で当然出てきている初歩的なミス、工事に入る前に打ち合わせをしなかったという初歩的なミス。これは何がいかんかと、今の財政課長からも答弁いただきましたが、どんな工事でも必ず朝、打ち合わせをして、きょうはこのような工事に入りますよということを必ずやると思うんですよ。その会社によって、その業者によって1日置きなのか1週間に1回か、それはわからないんですけども、ほぼ毎日に近いほど現場でやっていると思います。そういった打ち合わせもできないのに、設計監理業者は確認をしないうちに工事に入ってしまったと。現場ではもう土留め工事は終わっているらしいじゃないですか。土留め工事が終わっているのに、土留めに対しての質問をしたって、もう工事が終わっちゃっているのに、答弁は同じことだと思います。

要は復旧に対しての追加予算じゃないかと思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） ただいまの土留めにつきましてですけれども、掘削箇所を放置しておきますと、地盤が崩落して道路脇の排水路や既存の園舎が崩落するおそれがあり、危険がございますので、安全を配慮いたしまして、山留めをさせていただいたところがございます。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番。

だから、最初から聞いているように、十二分に土留めやるときに、今一番危険と言われている用水路への汚泥の流出とかそういうものを考えられるというのも目視でわかってくるでしょう。調査する云々よりも現場を見て、現場を目の前にして、これより早く土留めをやらないと流砂が入ってしまうと。早急に周りとの影響があるので、工事をやらなきゃいけない。その段階でなぜ発見できなかったのか。これは私、敢然たる設計監理ミスですよ。設計監理業者のミスですよ。それをもう一度、設計会社とよく話し合っていたきたいと思いますけれども。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 今回のことにつきましては想定できなかったところがございます。今後、工程管理につきましてはしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ございませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

3点ほど質問します。

まず、当初契約の段階においては、この擁壁とかはどのような処理になっていたのか。

続きまして、当初擁壁が水平方向50cmに想定したんだけれども、1 m 5 cmにあったということです。午前中の企画財政課長の説明ですと、意味がよくわからなかったんだけれども、200万という金額が出てきましたね。その200万というのは当初の見積もりだけにあったのか、また当初契約の中にも入っていたのか、この辺をはっきりとお答えしていただきます。

3点目は、午前中の全協でもちょっと言ったんですけれども、できるだけローコストということを考えるのであったならば、その当初50cmに想定したのが1 m 5 cmあったと。だったらこの55cmだけを切って掘削して撤去すれば済むだけであって、余計な工事をやらなければコストも安くなるのだから、そういう方向でいったほうが工期も早くなる。

聞くところによると、ある程度工事も進んじゃっていると。そうすると、すぐできるんじゃないかと、余計なことをやらなければ。ということも考えられますので、その辺についてはどのようにお考えになっているかということ。

この3点を質問します。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 当初についてですけれども、当初はL型擁壁を全く想定していなかったわけではなく、先ほども申しましたが、地上に出ている高さから50cm程度の底盤幅を想定していたところでございます。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えします。

先ほど200万という数字でお話がありましたが、私の言葉足らずがあったとしたら申しわけないんですが、かかる費用が当初の設計の中に状況等を判断した中でL型の側溝の部分が50cmくらいということであればそのまま打てるということで設計がされておりますので、それがもし基礎を何らかの手を入れなきゃだめだということで進めたとすれば、今回契約変更が上がってくるに近い金額が当初の事業費の中に盛り込まれるのではないかという趣旨のことをお話ししたかったということでございます。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） できるだけコストを抑えてというところでの質問ですけれ

ども、擁壁の半分以上が土中であって、構造計算上、50cmの底盤があれば大丈夫というところは切断しております。

そのほかのところはフェンスと基礎が一体となっておりますので、その部分を一体として取り扱わなければならないというところがあります。切断箇所によっては、安定構造上の問題ないというところが進まない、もっと50cm以上切らなければいけないというところが出ますので、構造上の問題が出ますので、そのところは撤去をして復旧するというところでお話しさせていただきました。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

そうすると、企画財政課長の話だと、その200万というのは当時想定されたけれども、当初の請負金額の中には入っていなかったということですか。この点を一つお聞きします。

3番目のことなんですけれども、2番目と3番目は併用されますけれども、できるだけ、これは追加なんだから、まず1 m 5 cmを、50cmをそれをカットして撤去すればいいと。もう一つのほうは一体化だと。一体化していても、これを別にカットして切れば、プロがやるわけですから、こんなことはできるわけなんですよ。

ですから、できるだけ、前回もこれは否決されちゃっているわけだから、本来ならば契約内容を今回上程するのだったらもっときちっと変えて、減額も5万5,000円足らずじゃなくて半値以下ぐらいになるような形での上程だったら意味はわかるんですけども、今回のやつはちょっと余りにも、お互いにどこが今まで前に、質問した議員の話もあるけれども、どこが一番所在があるんだということなんだけれども、想定外だったと。外だったら外であったって、その邪魔なものだけを撤去すれば、当初はそういうものをきちっと予算組みもないような感じなんだからできたわけなんだから、その55cmとフェンスと一体型のところをローコストで撤去すると、そういうことはできないとか、また町として要望したのだからどうかということをあわせて質問します。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えします。

今回上程した工事費相当は、当初には入っておりません。これが入っていないというのは、当初の計画では山留め工事がこの出ているところから地下を考えたときに、工事が可能であろうということで、それをもし当初に盛って事業が進んで、実際今回のような形にならないで基礎は打てましたということになると、その部分は逆に過剰な費用を支出したということ

になってしまいますので、当初の段階では今回のような工事をしなくても打てるということで進めたということでございますので、当初の中には全く今回の費用に相当するものは入っていないと、個々の部分のものは入っていないという、そういうことでございます。

○議 長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） まとめやります。

今、企画財政課長が言ったように、やれば200万くらい当初かかるよと、でもやらなくてもできるよということであったわけですね。そのときは擁壁の水平部分、敷地内に入ってくる部分が50cmだろうと想定したと。それが55cm多い1 m 5 cmになったと。だったら、この55cmだけを撤去して、あとは一体化のところも撤去すればいいわけだから、そのような工法でぜひローコストで、財政厳しい折であるのだから、そのような方向で進めていただきたいと思えます。

終わります。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

私も実際現場を見に行ってきたんですけども、確かにフェンスぎりぎりの設計のようでした。先ほどから想定外だとか、設計にはミスがなかったということを回答いただいているんですけども、ただ、私が現場を見た限りでは、あんなぎりぎりな設計でやっていて、そこに何か障害物があったら当然問題が起きるんじゃないかというのは想定されていたと思うんです。

先ほどから、地上に出ているその高さでL型柵渠というんですか、それを50cmだと判断したと、そういう話ですけども、現に1 mのL型の柵渠だったと。ということは、やはり土のやわらかさだとかその地形だとかいろんなその現場の状況で判断したんじゃないかと思うんです。以前やった業者は。どこの業者だかわかりませんが。

やっぱり設計をするということは、そこまできちんと責任をもって設計をしなければいけないんじゃないかと思っているんですけども、想定外というのは何をもって想定外と言っているのか。地上に出た50cmだと思った。だけれども、その50cmというのが絶対50cmなのか。地上に50cmの高さに出ているけれども、1 mかもしれないし、1 m50かもしれないというそういう判断というのができないのかどうなのか。想定外というのはちょっと違うんじゃないかと。現に1 mのものが埋まっているわけだから、多分1 mだとそのときに判断してやったと

思うんですけれども、それでも設計の段階でミスはなかったのかともう一度お伺いしたいということと、その設計屋さんが一般競争入札か何かで、その設計屋さんが入ってきたのか、そこもちょっと詳しく教えていただけますか。

話を先ほどから聞いたり、私も現場を見たりしてちょっと、この設計屋さんはどうやって決めたのかなと思ったので、そこを教えてください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 設計ミスにつきましては、重大な瑕疵があるわけではありませんので、設計ミスではございません。それと、通常想定される範囲ということでの50cmというところなんです。それを議員おっしゃるように実際は1m入っていたので、そこまで見てということですが、とにかく必要最小限の費用でということで行ってございまして、工事費を抑えるために今までの設計等の50cmであろうという経験上から出ている、その部分で抑えるために今回これでフェンス撤去等施工が可能であろうということで進んだところでございます。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 工事の設計につきましては、6者指名の入札ということになっております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） ずっと経費を抑えるため、抑えるためだからこういうふうになったのは仕方がないんだみたいな話なんですけれども、現実的には経費を抑えられていないでしょう。230万の増額を言っているわけだから、だから最初に設計というかそれがきちっとわかっていたら設計そのものが、そこを省いたところの設計ができていればこの二百何十万というお金は当然出ないわけで、ただ、50cm伸びたから、伸びたのを片づけたり、また取りつけたりするために230万のお金がかかるという。

最初から、先ほど課長は全協の説明のときに、最初に出すか後から出すかの違いみたいなそういった説明をされたけれども、それは契約という上から考えてもちょっとおかしいんじゃないか。じゃ、何のために契約というのがあるのか、約束というのがあるのかというところじゃないですか。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 今回の設計に当たりましては、建物を建てるための範囲、敷地です。そこが非常に狭い、限られた中であることは御存じだと思います。その中で、位置

決めをしていたときに今回のような設計ができ上がったわけですが、その中で山留め工事というものが当初は、何度も申し上げますが、フェンスにかかる基礎を切断してまで施工しなければならないという状況ではないというもとに計画をしたところでありまして、先ほども言いましたが、それが初めに載っていればその部分が当初の設計額にのるという形になります。

今回は、当初の中ではその部分は、今回のような切断をしたり、撤去して復旧してという作業をせずに、フェンスがある状況で山留め工事をして全体の工事が進むであろうというふうな設計でございますので、進めていった中でその部分は事業費に入っていないものが、事業として山留め工事を今回のような手法をとってしなければ作業が先に進まないということで、事業が始まってすぐではございますけれども、この時期に工事として上がってきたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 功君） 4回目ですよ。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

私が心配するのは、子供たちが入る施設がそういういいかげんな、はっきり言えばちょっと気をつければもう少し何とかなったんじゃないかなというような問題だと私は思うんです。それすらできないということ、子供たちが入る施設をつくるには随分ずさんだし、大変不安だなというふうに思っています。

子供に必要なお金なのだからきちっとお金はかけて、安全・安心というのは、これはもう基本だと思うんです。それにしても余りにもやっぱりずさんなこういったやり方は、今後も本当に戒めていかなければいけないんじゃないかと。

これがL型柵渠で50cm伸びているからという話なんだけれども、これがもっと別なものが埋まっていたらどうするのか。もっとお金がかかる可能性もあるわけだし、そういったことを考えてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

参考までに伺いたいんですけれども、皆さんとちょっと違った方向からお話をさせていただきます。

今回、例えば否決ということになった場合は、これは白紙撤回になってしまうのか、損失

はどのぐらい出るのか、全体がストップしてしまうのか、そこら辺を伺いたいのと、それからこの工事がここで決まらなかったらどれぐらい遅れてしまうのかということがもう一つ。

それからもう一つは、例えばフェンスをつくらないで本町の伝統的な槇塀ですとか、アカ塀ですとか、そういうものでつくって、全然違う方向でやってみようじゃないかという考えとかが誰も起きなかったのかどうか、そこら辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（高橋 功君） ただいまの荒木議員の質問で、ちょっと答弁のしづらいというか、答弁しにくいところがあるかと思いますが、答弁できる範囲でいいかと思います。

（「議長、暫時休憩してください」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時29分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時31分）

---

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 荒木議員のフェンスをつくらないで槇塀等というお話ですが、撤去したフェンスを復旧するという方向で考えておりました。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

ちょっと私も確認なんですけれども、私も先ほど現場を見てきました。細田議員が言うように山留めはもうしてあるんですけれども、この山留めというのはいつされたのかちょっと教えていただきたいんです。私たちにこの話があったのは、6月10日の議会の最終日にありましたよね。その前から山留めがあったのか、見ていなかったかで申しわけないんですけれども、その前だったら今ごろこれを出してくるのもおかしいことであって、その山留めをやった時点で早く出さなければいけなかったんじゃないかと思います。

その点と、あと、最初のとときに否決になったときに232万何がしの金額で、今回227万ということで5万5,934円かな、そのくらいの安くなったことがあったのは、このフェンス、2.9mのこの施工部の絵のところ撤去するだけで復旧はしないということですよ。この5万

5,000円ということは。

ここにも山留めやっておりますけれども、フェンスやっておりますよね。今、フェンスもやっておりますよ。搬入口のところ、フェンスやっております山留めやっております。そこが搬入口になる状況ですよね。見ていないですか。そこのフェンスはもう取らないでそのままの状況でやっていくのか、またさらにそこを取るのか。またそこで工事が変わっていくと思うんですけれども、今はこっちのL字のほうの話で山留めしたとかフェンスも取っておりますけれども、搬入口逆のほう側はフェンスをやっております、山留めもしてありますので、ここのフェンスはもう取らないでそのまま工事を進めていくのか、2点教えてください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 山留めはいつしてあったかということなんですけれども、10日の議会の日にはしてございました。これはまことに申しわけないんですけれども、山留めをしませんと、道路脇の水路や既設の園舎、こちらのほうに崩落するおそれがありますので、山留めをさせていただいてそれを防止したというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

それと、搬入口のフェンスですけれども、こちらの撤去等は当初から盛り込まれているところでございますので、今回のところとは別のものにして、これについてはまた費用がかかるというようなことはございません。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

先ほどから、崩落するから山留めはそのままになっていると。わかりますけれども、やはり山留めをやった後、6月10日の前だったらどのくらい前なのか、10日に私たちに出ているわけだから、そういうのはもっと早く出してくるべきじゃなかったんじゃないかなと思うんです。それからもう何日もたって、あのとき否決されていて、それでもやっぱりそのまま日にちがたっているわけだから、本来ならわかった時点でこうなったということの知らせが必要なんじゃないかと思います。

もうあれから10日過ぎて、日にちもたっておりますし、その前だったらもう1カ月もたっているんじゃないかと思うんですけれども、そういった面もやっぱり一つ一つが、細かいことかもしれないけれども、皆さん議員のほうにも知らせていかなきゃいけないものを早目に言っていくべきだとは私は思うんです。やっぱりお金のかかることですので、日にちがたてばたつほどみんなの意見もいろいろ出てくるし、そういうこともやっぱり踏まえてやってい

ただきたいと思います。

子供のことで、私も賛成はしていきたいと思っていますけれども、次に何かあるということは、みんな同じことを考えていますので、左側の搬入口のほうのフェンスの、それはもう見積もりの中に入っているかもということですが、今後これは一回撤去するんですか。それともそのままの状態です仕事をしていくのか、ちょっと確認なんです。そこを教えてください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 搬入口のところにつきましては、撤去いたします。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） じゃ、それは日にち的にいつごろというのはまだ決まっていらないんでしょうか。ここ日程だけ教えてください。この搬入口のところのフェンスがいつどこまで撤去されるのか、そういうのがわかれば教えてください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 申しわけございません。それについては、今お答えすることがちょっと、わからなくてできませんので、後でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） 本議案に対する反対討論を述べさせていただきます。

初めての討論ということで、見当違いの内容がどこかありましたら、1年生議員ということで御容赦いただきたいと思います。

反対の根拠は3点あります。なお、これまで質疑応答の中で出たものと若干重複する部分があることをお許してください。

まず、第1点は本請負契約の増額の要因となったフェンスの撤去については、設計業者または請負業者にとって予見することができないものであったかどうかという点です。昨年12月9日の全員協議会に当初の設計図面をいただいたわけですが、当該既存のフェンスは、撤去復旧と当時からなっていたわけですが、それは当時としては、一部であったという説明もいただいたんですが、当初から撤去が予定されていたにもかかわらず、プロの目

から見て、フェンスの下のコンクリートの存在を果たして予見できなかったのかどうかという疑問が残ります。

本件契約内容の改定に当たっては、当事者がこのコンクリートの存在を予見することができなかったのだという正当な理由があり、かつ当事者の責任はないという証明が改定に当たっては必要だと思います。

第2点目は、本契約後に発生した支出負担行為は、先ほどの予見のことも含めて契約に係る当事者間において過失がなかったかどうか検証する必要があると思います。もしいずれかの当事者に過失があったならば、当該当事者が責を負うことにより費用を負担すべきではないかと考えます。

例が正しいかどうかわかりませんが、私たちでも家を建築するときに請負契約を結びます。請け負った方が梁の相当する木を1本見積もりに入れるのを失念しちゃったということで、請負契約が終わって工事が始まってから、実は1本、木の見積もりの計上が漏れていましたと、果たして発注者に一般論として請求できるのかどうか。同じ例かどうかわかりませんが、私の感覚ではそういうことと比べてどうかというふうに考えます。

第3点目は、本件追加工事費に対して、そもそもリーガル面の検証がなされたかどうかという点です。物の本を読みますと、債務者主義の見解に立てば、発注者、請求者、仮にいずれにも責任がないとしても、債務者、今回でいえば請負者になると思いますが、代金を請求することはできません。また例えで恐縮ですけれども、工事着工後に雷によって建築物の一部が焼失してしまったという場合に、もう一度そこは作り直さなきゃいけないんですが、その再建築する費用は請負者が持つこととなるというふうに私は理解しました。

ただいま申し上げました、私、一議員の見解が正しいかどうかは別にしても、少なくとも弁護士相談の結果に基づいて、これは町民が負担すべきしかないのだという見解を示していただくとか、法律的な検証がまだ不足しているのではないかと考えて本事案に反対をします。

なお、本件の議決に時間がかかった場合に、開園時間に影響がないかという御意見もあるようですけれども、そのことと本件は議論の本質が全く別ではないかと。一緒に論ずべきではないんじゃないかというふうに私は考えます。仮に、結果次第で開園がおくれるというような事態になれば、それは発注者として損害賠償等の関係も生じてくると。そういう法律的な関係が絡んでくるんじゃないかと。

以上により、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） ほかに討論、1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

反対討論をさせていただきます。

今も鎗田議員からお話がありましたけれども、工期が遅れてしまうとか、こども園の開園が遅れてしまうとか、これは私は論外なんです。その前の問題として、今その2点が再々言われていますけれども、本当に問題というのはそこにあるのかといたら、そういう問題では全くありません。

私は反対とする理由が、1つ目として、工事内訳とか積算価格、こういった算出根拠も明確でない中、出せない中、本当に検討ができるのかと。

2番目、工事金額が小さいからといって、本当に簡単に、安易に賛成していいのかということを考えます。私は一事が万事だと思っております。

3番目、この工事の責任の所在が不明確な中で取り組むというのは、本当に問題がないのかと。

この3点を私は理由といたします。

議会ではやはり慎重審議を、これは必要な案件だと思っております。本当に慎重に審議をしないと、私はこれからは、もう税金も本当に無駄遣いできないという中で、本当に考えていかなくちゃいけない事項だと私は思っておりますので、今回は理由としては設計監理、施工ミス。これを私としては判断したため、反対させていただきます。

以上です。

○議 長（高橋 功君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号 変更契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 少 数）

○議 長（高橋 功君） 起立少数であります。

よって、議案第1号は否決されました。

退席中の浅岡厚君の着席を求めます。

（5番 浅岡 厚君 着席）

◎閉会の宣告

○議長（高橋 功君） 以上で今期臨時会に付議された案件は議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

これをもって平成28年第2回九十九里町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時45分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長            高   橋            功

署 名 人            高   木   輝   一

署 名 人            石   橋   和   雄